

視 点

公認心理師制度について

島 田 隆 生

I. 背 景

平成29年9月15日に公認心理師法が施行され、心理職として初めての国家資格である公認心理師が誕生した。

公認心理師法が制定された背景には、国民の心の健康の問題がより複雑化、多様化してきたことによって、心理支援の重要性がより一層高まってきたことがある。また、子どもの心の問題についても、精神疾患患者数の増加、いじめ、ひきこもりなど学校や家族等の社会と関係した問題の広がりによって、支援の充実が求められてきた。このような中、国民が安心して心理的な支援を受けられるよう、一定の資質に裏付けられた国家資格が必要とされた。

現在、公認心理師は35,529人が登録されており（令和2年12月末時点）、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働等の複数の分野において、心理に関する支援が必要な人（要支援者）やその関係者に対する支援を行っている。

本稿では、公認心理師について、その役割、養成、活動の場等について説明する。

II. 公認心理師の業

公認心理師は、心理学の専門性に基づいて、主に心理に関するアセスメントや相談支援、心の健康に関する情報提供などを行う。

公認心理師法においては、心理学に関する専門的知識および技術をもって、次の4つの行為を業として行

う者として定義される。4つの行為とは、①心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること、②心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと、③心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと、④心の健康に関する知識の普及を図るための教育および情報の提供を行うことである。

また、公認心理師は名称独占資格であり、国家試験合格後に登録を受ける必要がある。このほか、公認心理師法には、信用失墜行為の禁止、秘密保持義務、連携等、資質向上の責務等が定められている。

III. 養成について

公認心理師の資格取得には、通常、大学・大学院等で定められた科目を履修することが必要とされる（図1）。この養成のためのカリキュラムは、資格を得たときの姿を踏まえて、前述した4つの行為を適切に実践できる能力を養成することを想定して作られている。ここでは、その養成の概要について説明する。

公認心理師制度では、カリキュラムを終えたときに達成すべき到達目標が24項目整理されている（図2）。例えば、このうちの一つである「発達」の項目では、「認知機能の発達および感情・社会性の発達について概説できる」、「自己と他者の関係のあり方と心理的発達について説明できる」などの内容が定められている。公認心理師になるためには、こうした指針に基づき、心理学の専門的な知識や技術、専門家とし

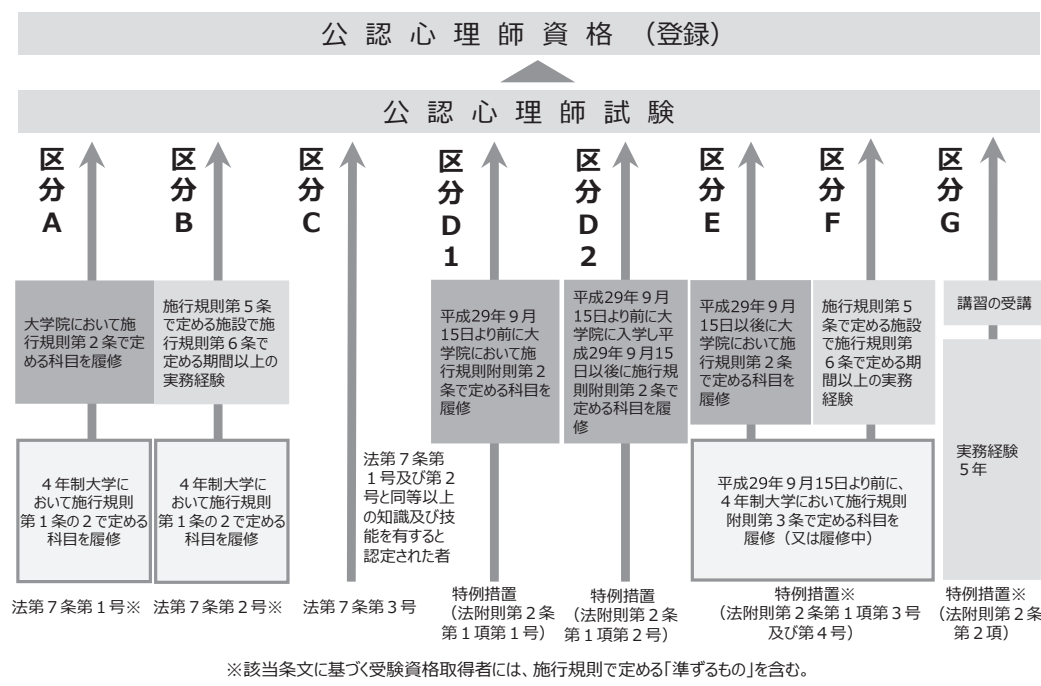


図1 公認心理師の資格取得方法

- | | |
|-------------------|----------------------------------|
| 1. 公認心理師としての職責の自覚 | 13. 障害者（児）の心理学 |
| 2. 問題解決能力と生涯学習 | 14. 心理状態の観察及び結果の分析 |
| 3. 多職種連携・地域連携 | 15. 心理に関する支援
(相談・助言・指導その他の援助) |
| 4. 心理学・臨床心理学の全体像 | 16. 健康・医療に関する心理学 |
| 5. 心理学における研究 | 17. 福祉に関する心理学 |
| 6. 心理学に関する実験 | 18. 教育に関する心理学 |
| 7. 知覚及び認知 | 19. 司法・犯罪に関する心理学 |
| 8. 学習及び言語 | 20. 産業・組織に関する心理学 |
| 9. 感情及び人格 | 21. 人体の構造と機能及び疾病 |
| 10. 脳・神経の働き | 22. 精神疾患とその治療 |
| 11. 社会及び集団に関する心理学 | 23. 各分野の関係法規 |
| 12. 発達 | 24. その他 |

図2 カリキュラムの到達目標

での姿勢等を身につけることになる。

また、公認心理師は要支援者に対して直接支援を行うため、専門的な知識のほかにも、コミュニケーションや心理支援、心理検査等の実践的な技能を習得する必要がある。このため、現場実習によって一定の実践経験を積むことが重視される。この現場実習では、実際に面接や検査などの必要な支援を行うものであり、実習時間やケースの担当、指導者の要件等が定められている。

カリキュラムには、多くの子どもに関する内容も含まれており、大学・大学院等では、発達心理学、教育・

学校心理学、社会・集団・家族心理学、障害者（児）心理学、福祉や教育等の各分野に関する理論と支援の展開など、子どもと関連する科目を学ぶ。こうした中で、発達上の困難、自我同一性や社会適応上のさまざまな課題、子どもを取り巻く家庭や社会の問題等、子どもの心の支援に必要な知識を身につけることになる。

IV. 公認心理師の活動の場

公認心理師の特徴に、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働等の幅広い分野で活動していること

が挙げられる。個々の公認心理師は、人の心を扱うという基盤を共有しながらも、実践の場はさまざまであり、求められる知識や支援方法も異なることがある。

例えば保健医療分野では、主に医療機関において、医師や看護師等と連携しながら、心理状態のアセスメントやカウンセリング、心理教育を行う。疾患やその背景にある性格特徴等の理解に基づき、不安等の軽減、生活上の問題の改善などを目的に心理支援を行っている。また、福祉施設や教育機関、職場等、外部施設とも連携する。

教育分野では、主に小中学校のスクールカウンセラー、大学の学生相談として、個人の特徴や成長とともに広がる環境への適応等を考慮しながら、心理支援や家族への助言等を行う。いじめや不登校、発達の問題、日常的な友人や家族との問題など、子どもたちが個々に抱える課題を乗り越えられるよう支援している。

そのほかにも、福祉分野における虐待対応や障害者および高齢者への支援、司法・犯罪分野における矯正・更正のための指導や処遇プログラムの提供、産業・労働分野における労働者への相談援助やメンタルヘルス対策の活動等を行っている。

このような活動からもわかるように、公認心理師による心理支援は、疾患の対応のほかにも多様な目的を持って行われる。中長期的な成長に応じた課題、家族関係や労働環境等への社会適応、解決の難しい問題の受容など、より広い意味において、個人個人が抱える心理的な苦痛に寄り添い、心理支援を行っている。

V. 小児領域における活動

各分野での活動において、公認心理師が子どもを直接支援する機会が多い。また、子どもが抱える課題の多くは、家庭や学校等の環境とも関係することから、家族や関係者等に対する助言や支援も行っている。

小児領域に関する公認心理師の配置等についても進められている。例えば、教育分野におけるスクールカウンセラーや福祉分野における児童心理司について、該当する職種として追加された。また、医療分野においては、小児がん拠点病院への配置が求められているほか、令和2年度診療報酬改定において、小児特定疾患カウンセリング料に公認心理師が加えられた。

厚生労働省では、心の健康づくり対策事業として、児童思春期、被災者や犯罪被害者等のPTSDに対応する人材の養成研修を実施しているが、この対象にも

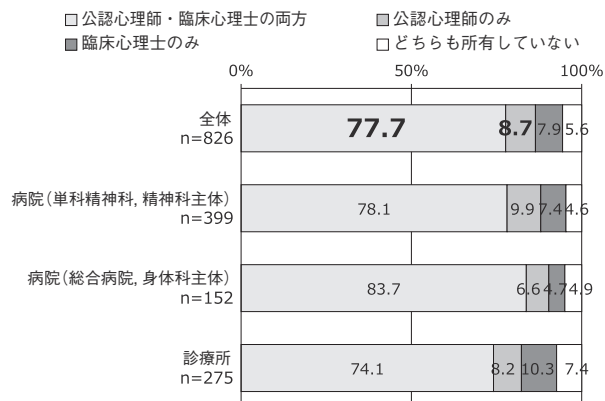


図3 医療機関における心理職の保有資格

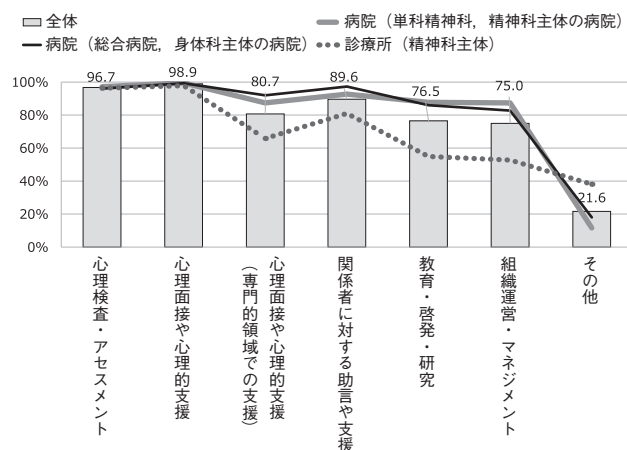


図4 医療機関における業務内容

医師等のほかに公認心理師が含まれている。

このように、子どもの心の支援についても、公認心理師による貢献が期待されている。

VI. 医療機関の公認心理師

公認心理師の活動状況については、現在も調査を進めているところであるが、令和元年度に行われた医療機関における養成に関する調査の概要を説明する（障害者総合福祉推進事業「公認心理師の養成や資質向上に向けた実習に関する調査」）。

同調査によれば、医療機関で働く心理職のうち、公認心理師登録者は約86%であり、多くの病院心理職が公認心理師資格を持つことが示された（図3）。業務内容はアセスメントや心理面接のほか、家族や多職種等の関係者に対する助言を行うことも多い（図4）。また、一般病院においては、小児、がん／緩和ケア、認知症、高次脳機能障害、依存症、周産期など、身体疾患を含む幅広い対象に対して心理支援が行われてい

ることも明らかとなり、さまざまな状態に対する心理面のケアの必要性が示唆されている。

医療機関や医師等の多職種から期待される役割としては、心理検査や一般的なカウンセリングを実施することのほかに、各種疾患の専門的な心理面接、関係者への助言、多職種チームでの活動、職員のメンタルヘルスケアを行うことが挙げられた。公認心理師には、多職種との連携の中で、より一層心理の専門性を発揮することが期待されているといえる。

また、公認心理師自身は、その専門性の向上や医療への貢献のために、心理支援の有用性や効果の向上、役割や職務の明確化などが必要と考えている。今後は、公認心理師としての役割やその活用性を整理し、広く伝えていくことが重要となる。

VII. 今後の公認心理師制度

公認心理師は、さまざまな過程を経て、多分野での活動、大学院修了水準、名称独占等を特徴とする現在の形として国家資格化された。今後は、制度の安定を図り、その専門性や資質を保つとともに、公認心理師の活動やその有用性を広く浸透させることが課題の一つとなる。

このため、現在（令和3年2月）、公認心理師の配置や活動の状況について調査を行っている（令和2年度障害者総合福祉推進事業「公認心理師の活動状況等に関する調査」）。制度を推進し、その活動や貢献を伝えていくための基礎資料となるものであり、来年度に公表予定である。

また、国民の心の健康に向けて、公認心理師の専門性をより一層活用していくためには、多職種連携や心

の健康教育等の活動を広げていくことが重要である。例えば、患者の性格や行動の特徴を共有する、治療への動機づけを高めるなど、心理面からの取り組みを多職種チームに導入することによって、支援がより円滑になることも考えられる。また、関係者や市民、地域社会に対して、心の健康やストレス対処に関する情報提供を行うことにより、心の問題に対する理解や予防的視点を普及させることもできるであろう。

公認心理師制度は、国民の心の健康を支援する必要性から創設された。今後も、協働する多職種との連携を深めながら、公認心理師による心の支援が国民一人ひとりに届けられるよう、制度の安定と推進を図る必要がある。

- ・ 公認心理師（厚生労働省ホームページ）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116049.html>
- ・ 公認心理師法
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc_keyword?keyword=%E5%85%AC%E8%AA%8D%E5%BF%83%E7%90%86%E5%B8%AB%E6%B3%95&dataId=80ab4905&dataType=0&pageNo=1&mode=0
- ・ 令和元年度障害者総合福祉推進事業「公認心理師の養成や資質向上に向けた実習に関する調査」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000654302.pdf>
- ・ 令和2年度障害者総合福祉推進事業 指定課題34「公認心理師の活動状況等に関する調査」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000646941.pdf>